

避難器具

【設置基準(令25-1・2)】

- ・避難階・11階以上の階は不要。
- ・階の収容人員を基準として、階ごとに設置する。

項	設置階	収容人員	設置個数の算定基準
<u>6項イロハニ</u>	2階以上の階・地階	<u>20人以上の階</u> 下階に1～4・9・12イ・13イ・14・15項がある場合は <u>10人以上の階</u>	100人以下で1個とし 100人ごとに1個追加
<u>5項イ</u> ・ <u>5項ロ</u>	2階以上の階・地階	<u>30人以上の階</u> 下階に1～4・9・12イ・13イ・14・15項がある場合は <u>10人以上の階</u>	100人以下で1個とし 100人ごとに1個追加
<u>1項イロ</u> ・ <u>2項イロハニ</u> ・ <u>3項イロ</u> ・ <u>4項</u> ・ <u>7項</u> ・ <u>8項</u> ・ <u>9項イロ</u> ・ <u>10項</u> ・ <u>11項</u>	2階以上の階・地階 ※耐火構造の2階は不要	<u>50人以上の階</u>	200人以下で1個とし 200人ごとに1個追加
12項イロ・ <u>15項</u>	3階以上の階・地階	無窓階・地階で <u>100人以上</u> 普通階で <u>150人以上</u>	300人以下で1個とし 300人ごとに1個追加
上記以外で直通階段が1つしかない防火対象物 ※1	3階以上の階 2階に2・3項の用途のある(16イ含む)場合は 2階以上の階	<u>10人以上</u>	100人以下で1個とし 100人ごとに1個追加

※1 避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分がある場合は、その区画された部分ごとに、地上に直通する階段の個数を算出する。

【避難器具設置個数の減免(規26-1・2)】

- ・主要構造部を耐火構造とし、直通階段で避難階段または特別避難階段が2以上設けられている場合は設置個数の算定基準人数を2倍読みして、避難器具の設置個数を減らすことができる。
- ・直通階段が以下の場合、避難器具の必要な設置個数からその階段の数だけ引くことができる(1未満にはならない)。
 - ①特別避難階段
 - ②屋外に設けた避難階段
 - ③排煙上有効な開口部※1がある屋内に設けた避難階段 ※1 基準がある。

【避難器具の種類と適応性】

11階以上	不要						
10階	避難はしご	救助袋	緩降機	滑り台			避難橋
9階							
8階							
7階							
6階							
5階			緩降機				
4階							
3階							避難用タラップ
2階	避難はしご				滑り棒	避難ロープ	避難用タラップ
(避難階) 1階	不要						
地階	避難はしご						避難用タラップ

…全ての防火対象物で設置可 …6項で設置不可